



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成27年度能力開発基本調査(個人票)

事業所ID				個人ID			

パスワード							
-------	--	--	--	--	--	--	--

この調査は、上記のID、パスワードにて、オンラインでもご回答いただけます。アクセス方法などは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

所属課名
電話番号
メールアドレス
氏名

回答内容によっては後日照会のためご連絡を差し上げる場合がございます。差し支えなければご連絡先をご記入ください。

調査にあたって

- この調査票に記入された事項については、個人の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、**平成27年10月1日現在の状況**についてご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 文中で数字(*¹、*²…)を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 記入が終わりましたら同封の封筒(切手不要)で**平成27年11月24日まで**にご返送ください。
- 複数の会社に勤務されている方は本調査票が渡された会社についてお答えください。
- 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ： 厚生労働省能力開発基本調査事務局
TEL：0120-966-326
FAX：03-3256-7471
メール：nou-ko@surece.co.jp
調査主体： 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

I あなた御自身について

すべての方にうかがいます

問1 あなた御自身のことについて、それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

(1) 性別

男性	女性
1	2

(2) 年齢(平成27年10月1日現在 満年齢)

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
1	2	3	4	5	6

問1

(3) 就業状態

* 1 主に仕事

主に勤め先で仕事をしている場合をいいます。

* 2 通学のかたわらに仕事

主に通学していて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

* 3 家事などのかたわらに仕事

主に家事（育児、介護、看護などを含む）などをしていて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

(5) 雇用形態

* 4 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社員をいいます。

* 5 嘱託

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者をいいます。

* 6 契約社員

常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがある者であって、嘱託以外の者をいいます。

* 7 パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」、「契約社員」以外の者をいいます。

* 8 その他

常用労働者のうち、上記「正社員」、「嘱託」、「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の者をいいます。

(7) 業務

* 9 管理的な仕事

課（課相当を含む）以上の組織の管理的な仕事をいいます。

* 10 専門的・技術的な仕事

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事を行います。

* 11 事務的な仕事

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事をいいます。

* 12 販売の仕事

商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事をいいます。

* 13 サービスの仕事

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事をいいます。

* 14 保安の仕事

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事をいいます。

* 15 生産工程の仕事

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の仕事、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事をいいます。

* 16 輸送・機械運転の仕事

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事をいいます。

* 17 建設・探掘の仕事

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・探掘・採取・選鉱の仕事を行います（ただし、建設機械を操作する仕事は、上記「*16」になります。）。

* 18 運搬・清掃・包装等の仕事

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事をいいます。

(8) 役職

* 19 部長相当職

事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなるもの、又はその構成員が20名以上（部（局）長を含む。）のものの長をいいます。

* 20 課長相当職

事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなるもの、又はその構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長をいいます。

* 21 係長、主任、職長相当職

構成員の人数にかかわらず、通常「係長」、「主任」と呼ばれている者をいいます。また、建設業、製造業等において名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団（集団の大きさは問わない。）の長として集団内の指揮、監督に当たる「職長」を含みます。

(3) 就業状態

主に仕事*1	通学のかたわらに仕事*2	家事などのかたわらに仕事*3
1	2	3

(4) 最終学歴（中退者又は在学者は、その前の学歴とします。）

中学・高等学校・中等教育学校	1
専修学校・短大・高専	2
大学（文系）	3
大学（理系）	4
大学院（文系）	5
大学院（理系）	6
その他	7

(5) 雇用形態

正社員*4	正社員以外			
	嘱託*5	契約社員*6	パートタイム労働者*7	その他*8
1	2	3	4	5

(6) 現在勤務している会社での勤続年数（グループ会社等への出向期間も含めてください。
平成27年10月1日現在）

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
1	2	3	4	5	6	7

(7) 業務

管理的な仕事*9	1
専門的・技術的な仕事*10	2
事務的な仕事*11	3
販売の仕事*12	4
サービスの仕事*13	5
保安の仕事*14	6
生産工程の仕事*15	7
輸送・機械運転の仕事*16	8
建設・採掘の仕事*17	9
運搬・清掃・包装等の仕事*18	10
その他の仕事	11

(8) 役職

部長相当職*19	1
課長相当職*20	2
係長、主任、職長相当職*21	3
役職は特になし	4

(9) 1週間の就業時間（ふだん残業している場合はそれも含めてください。）

30時間 未満	30時間以上 35時間未満	35時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間以上 50時間未満	50時間以上 55時間未満	55時間以上 60時間未満	60時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8

II 会社を通して受講した教育訓練について

すべての方にうかがいます

問2 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に受講したOFF-JT^{*22}についてうかがいます。

(1) あなたはOFF-JTを受講しましたか。該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

受講した	受講していない
1	2

→ 問3(1)へ

問2(1)で「1 受講した」に○をつけた方にうかがいます

(2) 受講したOFF-JTの延べ受講時間について該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

5時間未満	5時間以上 10時間未満	10時間以上 15時間未満	15時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上
1	2	3	4	5	6	7	8

*22 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に従業員を派遣することなど)が、これに含まれます。

問2(1)で「1 受講した」に○をつけた方にうかがいます

(3) OFF-JTによって得られた技能・知識などは、業務に役立ちましたか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

役に立った	1
どちらかというと役に立った	2
どちらかというと役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

III 自己啓発について

すべての方にうかがいます

問3 平成26年度に行った自己啓発についてうかがいます。

(1) あなたは自己啓発^{*23}を行いましたか。該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

行った	行わなかった
1	2

→ 7頁問4へ

*23 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)。

問3(1)で「1(自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(2) どのような自己啓発を行いましたか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

専修学校、各種学校の講座の受講	1
高等専門学校、大学、大学院の講座の受講	2
民間教育訓練機関（民間企業、公益法人、各種団体）の講習会、セミナーへの参加	3
公共職業能力開発施設*24の講座の受講	4
社内の自主的な勉強会、研究会への参加	5
社外の勉強会、研究会への参加	6
通信教育の受講	7
ラジオ、テレビ、専門書、インターネット等による自学、自習	8
その他	9

***24 公共職業能力開発施設**

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、都道府県立職業能力開発校等のことをいいます。

問3(1)で「1(自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(3) あなたが行った自己啓発の実施時間、自己負担した費用について、それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。（平成26年度1年間の総計）

実施時間

5時間未満	5時間以上10時間未満	10時間以上20時間未満	20時間以上30時間未満	30時間以上50時間未満	50時間以上100時間未満	100時間以上150時間未満	150時間以上200時間未満	200時間以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

自己負担した費用

1千円未満	1千円以上1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上50万円未満	50万円以上
1	2	3	4	5	6	7	8

問3(1)で「1(自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(4) 自己啓発をするにあたり、費用の補助を受けましたか。受けた場合は、主にどこから費用の補助を受けましたか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

受けた				受けていない
勤務先の会社	国の教育訓練給付金制度	労働組合	その他	
1	2	3	4	5

→ 6頁問3(6)へ

問3(4)で「1 勤務先の会社」～「4 その他」に○をつけた方にうかがいます

(5) 補助を受けた額について該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円 以上
1	2	3	4	5	6	7

問3(1)で「1 (自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(6) 自己啓発を行った理由は何ですか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。また、最も重要な理由に該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	理由	最も重要な理由
現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため	1	1
将来の仕事やキャリアアップに備えて	2	2
昇進・昇格に備えて	3	3
配置転換・出向に備えて	4	4
資格取得のため	5	5
転職や独立のため	6	6
海外勤務に備えて	7	7
退職後に備えるため	8	8
その他	9	9

問3(1)で「1 (自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(7) 自己啓発によって得られた技能・知識などは、業務に役立ちましたか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

役に立った	1
どちらかというと役に立った	2
どちらかというと役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

問3(1)で「1 (自己啓発)を行った」に○をつけた方にうかがいます

(8) あなたが社外で自己啓発を行うことについて、職場は協力的でしたか。下記の区分でそれぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	協力的	やや協力的	あまり協力的 ではない	協力的では ない	あてはまる人 がいない
会社の方針	1	2	3	4	
上司	1	2	3	4	5
職場の先輩・同僚	1	2	3	4	5

すべての方にうかがいます

問4 自己啓発にあたって、どのような問題点を感じますか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	1
家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない	2
休暇取得・定時退社・早退・短時間勤務の選択等が会社の都合でできない	3
適当な教育訓練機関が見つからない	4
費用がかかりすぎる	5
コース等の情報が得にくい	6
コース受講や資格取得の効果が定かでない	7
自己啓発の結果が社内で評価されない	8
どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なかわからない	9
自分の目指すべきキャリアがわからない	10
その他	11
特に問題はない	12

IV これからの職業生活設計について**すべての方にうかがいます**

問5 あなたは、自分自身の職業生活設計^{*25}について、どのように考えていますか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

自分で職業生活設計を考えていきたい	1
どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい	2
どちらかといえば、会社で職業生活設計を提示してほしい	3
会社で職業生活設計を提示してほしい	4
その他	5
わからない	6

***25 職業生活設計**

ここでは、従業員本人の適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組について計画し、まとめたものをいいます。

すべての方にうかがいます

問6

(1) あなたは、平成26年度中にキャリアに関する相談（キャリア・コンサルティング^{*26}）をしたことがありますか。該当するもの**1つ**に○をつけてください（会社の制度に基づくものであるかいかにかかわらずお答えください。また、身近な上司や人事担当者のほか、社外の方などに相談した場合であっても「ある」に○をつけてください。）。

平成26年度に相談したことが	
ある	ない
1	2

→ 9頁問6（4）へ

***26 キャリア・コンサルティング**

個人が、その適性や職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行えるようにするための相談その他の支援のことをいいます。キャリア・カウンセリングなどと呼ばれることもあります。

問6(1)で「1 ある」に○をつけた方にうかがいます

(2) あなたがキャリアに関する相談をする主な組織・機関はどれですか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

職場の上司・管理者	1
企業内の人事部	2
企業内の人事部以外の組織	3
企業外の機関等（アウトプレースメント会社 ^{*27} 、キャリア・コンサルティングサービス機関等）	4
その他	5

***27 アウトプレースメント会社**

再就職支援会社のことをいいます。

問6(1)で「1 ある」に○をつけた方にうかがいます

(3) キャリアに関する相談をしたことは、どのように役に立ちましたか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

自分の目指すべきキャリアが明確になった	1
自己啓発を行うきっかけになった	2
適切な職業能力開発の方法がわかった	3
仕事に対する意識が高まった	4
現在の会社で働き続ける意欲が湧いた	5
上司・部下との意思疎通が円滑になった	6
再就職につながった	7
その他	8
役に立たなかった	9

すべての方にうかがいます

(4) キャリアに関する専門家（キャリア・コンサルタント^{*28}）による相談を利用できるとすれば、利用したいと思いますか。現在の利用状況に関わらず、該当するもの**1つ**に○をつけてください。

費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい	1
費用を負担することなく、社外で利用できるのであれば、利用したい	2
社外で、費用を負担してでも利用したい	3
利用するつもりはない	4
わからない	5

***28 キャリア・コンサルタント**

個人が、その適性や職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行えるようにするための相談その他の支援を行う専門家のことをいいます。

すべての方にうかがいます

問7 あなたは、平成26年度中に教育訓練休暇^{*29}を利用したことがありますか。また、今後、利用したいですか。それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

平成26年度について

勤務している事業所に教育訓練休暇制度があり、利用したことがある	1
勤務している事業所に教育訓練休暇制度はあるが、利用したことはない	2
勤務している事業所に教育訓練休暇制度はあるが、利用できない	3
勤務している事業所に教育訓練休暇制度はない	4

今後について

利用したい	利用したくない	どちらでもよい
1	2	3

***29 教育訓練休暇**

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇のことをいいます。有給であるか無給であるかは問いません。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含まれます。（有給の場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除きます。）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。